

答 申 第 106 号  
令和 2 年 3 月 31 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三 様

情報公開・個人情報保護審議会  
会長 中 川 丈 久

保有個人情報の部分開示決定に係る審査請求に対する決定  
について（答申）

令和元年 8 月 22 日付け諮問 46 号で諮問のあった下記の保有個人情報に係る  
標記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

特定の期間における特定の社会福祉法人とユニバーサル推進課の間で交わさ  
れた書類・メール・通話記録・メモなど一式（面談記録を含む。）及び特定の期  
間における川西市障害福祉課とユニバーサル推進課で扱われた審査請求人に関  
するメール・通話記録・メモ・課間連絡

## 第 1 審議会の結論

兵庫県知事（以下「実施機関」という。）が部分開示とした決定は妥当である。

## 第 2 諮問経緯

### 1 保有個人情報の開示請求

平成 31 年 3 月 28 日、審査請求人は、個人情報の保護に関する条例（平成 8 年兵庫県条例第 24 号。以下「条例」という。）第 14 条の規定により、実施機関に対して、特定の期間における特定の社会福祉法人とユニバーサル推進課の間で交わされた書類・メール・通話記録・メモなど一式（面談記録を含む。）及び特定の期間における川西市障害福祉課とユニバーサル推進課で扱われた審査請求人に関するメール・通話記録・メモ・課間連絡に記録された保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示を請求（以下「本件開示請求」という。）した。

### 2 実施機関の決定

平成 31 年 4 月 9 日、実施機関は、本件開示請求に対し、特定の日に開催された障害者支援課（現ユニバーサル推進課）、特定の社会福祉法人及び川西市の三者による会議記録に記録されている保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）について、部分開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

### 3 審査請求

令和元年 6 月 12 日、審査請求人は、本件処分を不服とし、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

### 4 諮問

令和元年 8 月 22 日、実施機関は、条例第 42 条の規定により、情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対して、本件審査請求について諮問した。

### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 本件審査請求の趣旨

今回の開示文書から、故意に除外したものが存在する可能性がある。保有する文書すべての開示を求める。

#### 2 本件審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、意見書及び口頭意見陳述において述べている本件審査請求の理由は、次のとおり要約される。

(1) 本件開示請求と同じ内容で川西市に開示請求をしたところ、ユニバーサル推進課が開示した文書に含まれない文書が開示された。川西市の文書が事実ならば、ユニバーサル推進課も正直に開示し、川西市が隠している文書があるならば、通話記録、メモ等も含め開示をお願いする。

(2) ユニバーサル推進課の開示文書に含まれていない文書で川西市が開示した文書は、次のとおりである。

ア 平成28年11月4日、障害者支援課職員が川西市職員に架電した通話記録

イ 平成28年11月11日、川西市職員が障害者支援課職員に架電した通話記録

ウ 平成28年11月11日、川西市職員が障害者支援課職員に送信したメール及び添付書類

エ 平成28年11月11日、障害者支援課職員が川西市職員に送信したメール

オ 平成28年11月14日、障害者支援課職員が川西市職員に送信したメール

カ 平成28年11月24日、障害者支援課職員が川西市職員に架電した通話記録

キ 平成28年11月30日、審査請求人が障害者支援課職員に提出した文書で、当該障害者支援課職員が川西市職員に送信したメールの添付書類

ク 平成28年12月1日、障害者支援課職員が川西市職員に架電した通話記録

ケ 平成29年1月10日、障害者支援課職員が川西市職員に架電した通話記録

コ 平成29年1月10日、障害者支援課職員が川西市職員に送信したメール

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び口頭による理由説明において述べている本件処分の理由は、以下のとおり要約される。

##### 1 本件処分の妥当性

- (1) 市町と実施機関との間における電話でのやりとりの記録作成について、明確に定めたルールはないが、実施機関において、その内容等を考慮して、記録の要否を判断している。一般的には記録を作成しないが、関係機関等への情報提供が必要と判断した場合に作成することがある。

実施機関と川西市との間における電話でのやりとりは複数回あったが、関係機関等への情報提供が必要であると判断し、記録を作成、保存しているものはない。

- (2) 市町と実施機関との間におけるメールのやりとりについては、明確に定めたルールはないが、実施機関において、その内容等を考慮して、保存するかどうかを判断している。一般的には、関係機関等に情報提供をした場合に保存することが多い。

実施機関と川西市との間におけるメールのやりとりは複数回あったが、関係機関等への情報提供が必要であると判断し、保存しているものはない。

- (3) これらのことから、本件処分で部分開示決定をした本件対象保有個人情報以外に対象となる保有個人情報は存在しない。

##### 2 審査請求人が摘示する文書の作成、取得及び管理の状況

- (1) 審査請求人が開示を求める記録で、第3の2(2)ア、イ、カ、ク及びケの通話記録については、別途審査請求人から受けた説明又は受け取った資料に関する事実確認若しくは連絡の内容のため、記録の必要がないと判断し、作成しなかった。

- (2) 審査請求人が開示を求める記録で、第3の2(2)ウ、エ、オ及びコのメールについては、別途審査請求人から受けた説明又は受け取った資料に関する事実確認若しくは連絡の内容のため、公文書として保存する必要はないと判断し、保有していない。

- (3) 審査請求人が開示を求める記録で、第3の2(2)ウ及びキの添付書類については、川西市職員と情報を共有したものの、当時の障害者支援課においては所管業務外の資料であることから、軽易な文書として保存期間を1年と定めていたため、平成29年度末まで保存し、保存期間の満了に

より廃棄した。

- (4) 本件審査請求を受け、改めて事務室内のファイル等を探索したが、本件処分により部分開示した公文書以外の公文書はなかった。

### 3 結論

実施機関は、本件開示請求に対して、保有するすべての個人情報を部分開示したものであり、本件処分は、妥当なものである。

## 第5 審議会の判断

審議会は、審査請求人の主張、実施機関の説明、審議会に提出された資料等を精査した結果、次のとおり判断する。

### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものであるところ、実施機関は、本件対象保有個人情報を特定してその一部を開示する決定を行った。

これについて審査請求人は、本件対象保有個人情報の外に、保有個人情報があると主張しているものと解されるところ、実施機関は、本件処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の特定の妥当性について検討する。

### 2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

- (1) 審査請求人が上記第3の2(2)において主張する文書の存在について、実施機関が当審議会に説明した内容は、次のとおりであった。

ア 審査請求人が開示されていないと主張する通話記録は、記録の必要がないと判断し、作成していない。

イ 審査請求人が開示されていないと主張するメールは、公文書として保存する必要はないと判断し、保有していない。

ウ 審査請求人が開示されていないと主張するメールの添付書類は、保存期間1年の公文書として保存し、平成29年度末に保存期間が満了したことにより、廃棄した。

エ 本件審査請求を受け、改めて事務室内のファイル等を探索したが、本件対象保有個人情報以外に保有個人情報の存在を確認することはできなかった。

- (2) 上記(1)アからエまでの説明を踏まえ、審査請求人が第3の2(2)において主張する文書について実施機関の職員に一つ一つ確認したところ、

文書の取扱いの一部に不明確な部分はあるものの、本件開示請求時において、その内容に鑑みて作成又は保存しなかったものがあること、また保存したものについてはすべて保存期間の満了により廃棄し保有していないという実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点は認められない。

したがって、本件対象保有個人情報以外に本件請求保有個人情報に該当する保有個人情報を保有しているとは認められない。

### 3 本件決定の妥当性について

このような状況から、本件請求保有個人情報の開示請求について、本件対象保有個人情報を特定し、部分開示した決定については、実施機関において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当なものである。

### 4 結論

以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参考)

審 議 の 経 過

| 年 月 日                              | 経 過                       |
|------------------------------------|---------------------------|
| 令和元年 8 月 22 日                      | ・ 諮問書の受領<br>・ 実施機関の弁明書を受領 |
| 令和元年 9 月 25 日                      | ・ 審査請求人から意見書を受領           |
| 令和元年 10 月 4 日<br>第 2 部会 (第 76 回)   | ・ 実施機関の職員から説明を聴取<br>・ 審議  |
| 令和元年 12 月 13 日<br>第 2 部会 (第 77 回)  | ・ 審査請求人から意見聴取<br>・ 審議     |
| 令和 2 年 1 月 22 日<br>第 2 部会 (第 78 回) | ・ 実施機関の職員から説明を聴取<br>・ 審議  |
| 令和 2 年 3 月 25 日<br>第 2 部会 (第 79 回) | ・ 審議                      |
| 令和 2 年 3 月 31 日                    | ・ 答申                      |

主に調査審議に関与した委員

情報公開・個人情報保護審議会 第 2 部会

部会長 中 川 丈 久

委 員 河 端 亨

委 員 桜 間 裕 章

委 員 善 部 修

委 員 前 田 雅 子